



大切なお家の これからを考えるときに

各種制度のご案内

問合先 建築住宅課 ☎(275) 6479

ブロック塀等の撤去費用に対する 補助制度

対象となる塀

- ・道路に面するブロック塀等
- ・ブロック塀等の高さが60cmを超えるもの

補助金額 撤去する費用の2分の1の額
(上限額15万円)

※「児童が主に通学に供する道路」に面する
ブロック塀等の場合は、撤去する費用の
全額(上限額15万円)

※ブロック塀等とは、補強コンクリートブロック造塀、組積造塀、
大谷石塀、組立式コンクリート塀(万年塀)等をいい、その
一部にフェンスが存在するものを含みます。

空き家除却補助制度

※4月13日から受付

対象となる空き家の除却にかかる費用の補
助を受けられます。

対象 昭和56年5月31日以前に建築され、
1年以上使用実績のない木造住宅

金額 除去する費用の2分の1
(上限額40万円)

耐震補助制度

地震に強いまちづくりをめざす施策の一環
として、「耐震診断」・「耐震改修」に伴う費
用の一部を補助する制度を実施しています。

対象住宅 昭和56年5月31日以前に建
築され、居住または使用してい
る木造住宅

■耐震診断

対象 対象住宅の所有者または使用者

金額 耐震診断費用の90%以内かつ1戸あ
たり4万5千円以内

■耐震改修

対象 対象住宅の所有者または使用者

金額 1戸あたり70万円以内

※所得によって90万円/戸になる場合あり

空き家対策補助制度

空き家バンクを利用して家の購入・売却等
を行うと補助を受けられます。

■空き家バンクを利用して家を**購入**すると
最大60万円の補助

■空き家バンクに登録して家を**売却**すると
最大5万円の補助

※各補助事業はその他適用要件があります。なお、予算額に
達すると終了しますので事業の申請は、必ず事前に行って
ください。

各制度の詳細については
市ホームページをご覧ください。

